

平成28年第2回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成28年6月9日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	9
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	15
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号））	21
報 告	5	平成27年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	27
議 案	1	都市公園を設置すべき区域の決定について	29
議 案	2	泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	3	泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	39
議 案	4	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	5	平成28年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）	49

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が順次施行されることにより、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講ずる必要から、専決処分したものである。

専決甲第 1 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第45条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第48条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第119条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第6条の4の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第12項を第19項とし、第11項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第6条の4の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を

加える。

- 1 0 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 1 1 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 1 2 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 1 3 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 1 4 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 附則第6条の4の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年泉南市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第90条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第90条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第90条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第90条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第92条の2の項中「第92条の2」を「第92条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第92条の2の項の項中「第92条の2」を「第92条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第92条の2の項の項中「第92条の2」を「第92条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、

「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第92条の2の項の項中「第92条の2」を「第92条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中泉南市市税賦課徴収条例第42条及び第119条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の4の2の第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の4の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第6条の4の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第6条の4の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第6条の4の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項

第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第6条の4の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第6条の4の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、都市計画税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から附則第12項まで」を「附則第11項から附則第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課す

る平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第9項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「附則第3項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の都市計画税について適用する。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）

専決理由

火葬場建設事業において、年度内にその支出が終わらない見込みであり、翌年度に繰り越して使用するために設定が必要な繰越明許費について、所要の措置を講ずる必要があるため、専決処分したものである。

専決甲第4号

平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	火葬場建設事業	7,175千円

平成27年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成27年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	円 18,500,000	円 18,500,000	円	円 18,500,000	円
総務費	総務管理費	自治体情報セキュリティ強化対策事業	41,688,000	41,688,000		41,650,000	38,000
民生費	社会福祉費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	5,000,000	5,000,000		5,000,000	
民生費	社会福祉費	自治体情報セキュリティ強化対策事業（障害福祉システム）	2,450,000	2,450,000			2,450,000
民生費	児童福祉費	子ども子育て支援システム改修事業	2,000,000	2,000,000		1,000,000	1,000,000
民生費	生活保護費	自治体情報セキュリティ強化対策事業（生活保護システム）	2,495,000	2,495,000			2,495,000
衛生費	保健衛生費	火葬場建設事業	7,175,000	7,174,440		6,187,220	987,220

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
農林水産業費	農業費	泉南地区農免農道整備事業	3,942,000	3,942,000		3,500,000	442,000
農林水産業費	農業費	産官学連携まち・海・里山活性加速化事業	27,000,000	27,000,000		27,000,000	
農林水産業費	水産業費	産官学連携まち・海・里山活性加速化事業	18,000,000	18,000,000		18,000,000	
土木費	都市計画費	都市計画関連業務事業	2,600,000	2,600,000			2,600,000
土木費	住宅費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000	
教育費	教育総務費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	9,500,000	9,500,000		9,500,000	
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	8,572,000	8,572,000		8,485,000	87,000
教育費	幼稚園費	就園奨励費システム改修事業	1,620,000	1,620,000		810,000	810,000
合 計			152,542,000	152,541,440		141,632,220	10,909,220

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第1号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、下記のとおり都市公園を設置すべき区域の決定について、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

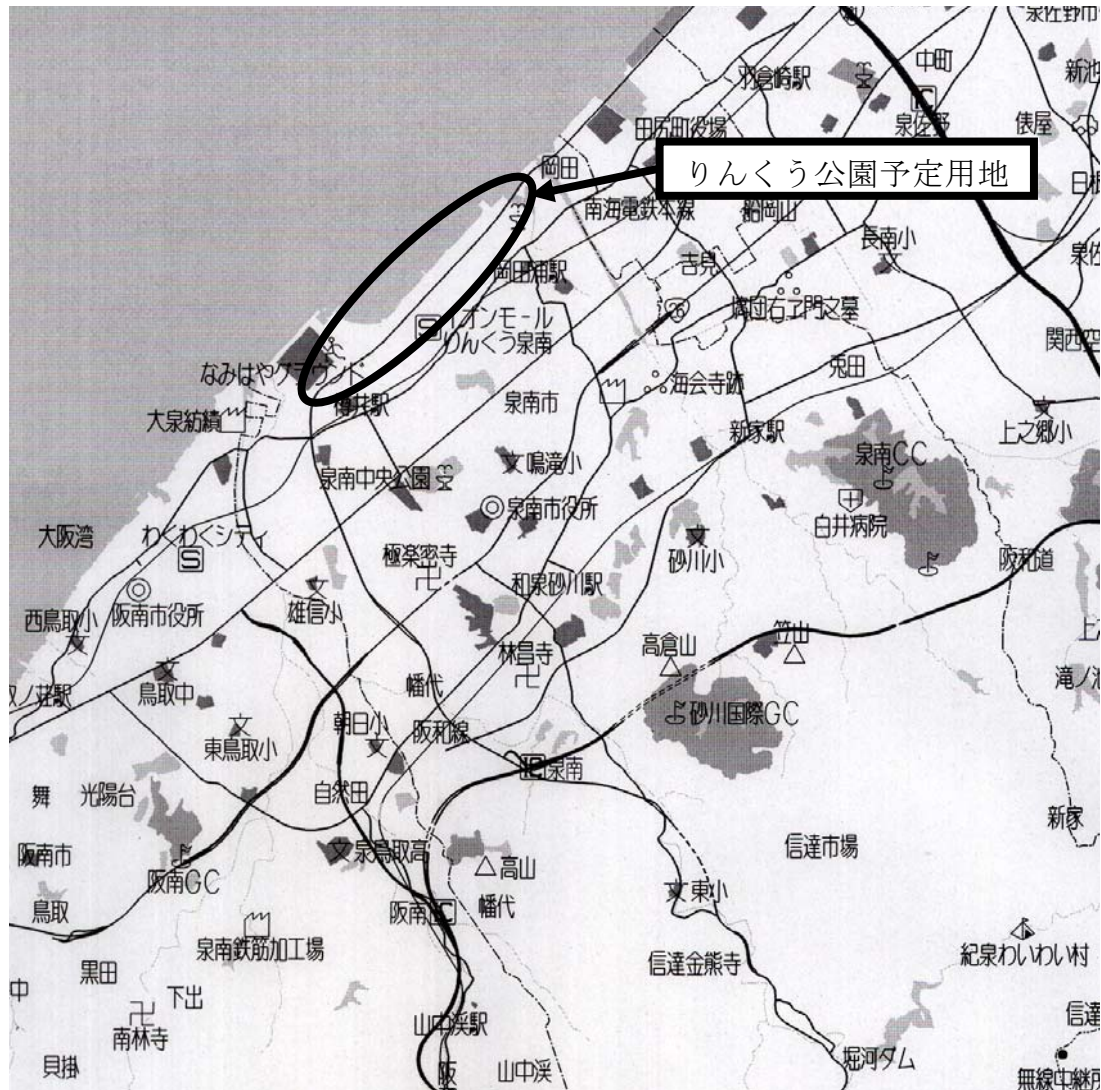
平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人


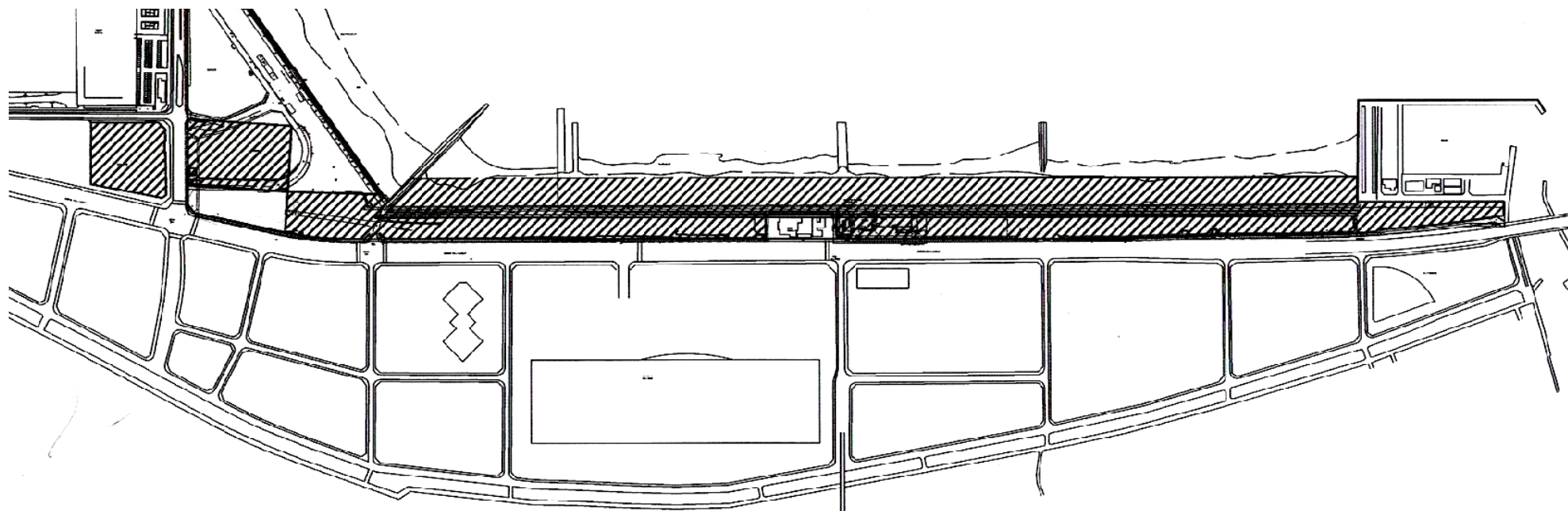
記

- 1 区域 泉南市りんくう南浜4-201外
- 2 面積 約16.4ヘクタール

議案第1号参考 (位置図) 市内全体図



拡大図

 泉南都市公園を設置すべき区域

(関係条文抜粋)

都市公園法

(公園予定区域等)

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2～4 (略)

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 2 号

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に伴い、本市関係条例において所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(泉南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年泉南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第3条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「ビラの作成に」を「選挙運動用ビラの作成に」に改める。

第4条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「ビラの1枚」を「選挙運動用ビラの1枚」に改める。

第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に、「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第 3 号

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

寄附の対象事業を多様化することにより寄附者の想いをまちづくりに的確に反映させ、ひいては、泉南市総合計画の円滑な推進に資するため、本条例を提案するものである。

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例（平成20年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 人権啓発、恒久平和の実現及び国際交流並びに男女共同参画の推進に関する事業
- (2) 教育環境の整備及び生涯学習の推進に関する事業
- (3) 歴史的文化財の保存や活用及び地域文化の充実に関する事業
- (4) 安心して子育てできる体制の整備及び強化に関する事業

第2条中第5号を第14号とし、第4号の次に次の9号を加える。

- (5) 市民の生涯にわたる健康づくりの推進に関する事業
- (6) だれもが安心して暮らせる社会福祉の充実に関する事業
- (7) 地域産業等の振興及び地域の魅力を生かした観光の拡大推進に関する事業
- (8) 防災体制の強化、防犯対策の充実等安全・安心のまちづくりに関する事業
- (9) 雇用の促進、就労の機会拡大及び安定化に関する事業
- (10) 自然環境の保全及び省資源・省エネルギーの推進に関する事業
- (11) 良好な住環境の整備等市民生活に不可欠な社会基盤の充実に関する事業
- (12) 市民参画・協働の推進及び地域コミュニティ活動の活性化に関する事業
- (13) 行政の透明性や市民満足度を高め、健全で安定的な行政運営の推進に関する事業

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

議案第 4 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの実施に伴い、低所得世帯について従来の多子軽減における年齢制限の見直し及び特定世帯における利用者負担軽減措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表C1の項及びC2の項を次のように改める。

C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	3,000円
				6,000円
C 2	48,600円以上77,100円以下		特定世帯	4,000円
				8,000円

別表第1備考2中「及びC1階層」を「からC2階層までの階層」に改め、同表備考5に次のただし書を加える。

ただし、B階層からC2階層までの世帯の子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。

別表第1備考5の表中「免除」を「無償」とし、同表備考に次の1項を加える。

- 6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、また特定世帯の利用者負担額は、第2順位の子どもについても無償とする。

別表第2の表Cの項からD3の項までの項を次のように改める。

C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	4,000円	2,900円
				8,700円	6,300円
D 1		48,600円以上 61,300円未満	特定世帯	7,000円	5,100円
				12,100円	8,800円
D 2		61,300円以上 72,900円未満	特定世帯	10,000円	7,300円
				15,000円	10,900円
D 3		72,900円以上 85,300円未満	77,101円未満 の特定世帯	13,000円	9,500円
				19,000円	13,800円

別表第2備考2中「及びC階層」を「からD3階層までの階層」に改め、同表備考5に次のただし書を加える。

ただし、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（57,700円以上77,101円未満の特定世帯以外の世帯を除く。）についての子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。

別表第2備考5の表中「免除」を「無償」とし、同表備考に次の1項を加える。

- 6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、また特定世帯の利用者負担額は、第2順位の子どもについても無償とする。

別表第3の表Cの項からD3の項までの項を次のように改める。

C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	5,000円	3,600円
				10,100円	7,300円
D 1		48,600円以上 61,300円未満	特定世帯	8,000円	5,800円
				13,500円	9,800円
D 2		61,300円以上 72,900円未満	特定世帯	11,000円	8,000円
				17,500円	12,700円
D 3		72,900円以上 85,300円未満	77,101円未満 の特定世帯	14,000円	10,200円
				22,200円	16,100円

別表第3備考2中「及びC階層」を「からD3階層までの階層」に改め、同表備考5に次のただし書を加える。

ただし、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（57,700円以上77,101円未満の特定世帯以外の世帯を除く。）についての子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。

別表第3備考5の表中「免除」を「無償」とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5の次に次の1項を加える。

- 6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、また特定世帯の利用者負担額は、第2順位の子どもについても無償とする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行し、改正後の泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第5号

平成28年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,393,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,550,000	13,452	2,563,452
	1)地方交付税	2,550,000	13,452	2,563,452
(12)分担金及び負担金		338,718	△2,421	336,297
	1)負担金	338,718	△2,421	336,297
(13)使用料及び手数料		380,097	△2,681	377,416
	1)使用料	228,950	△2,681	226,269
(14)国庫支出金		4,655,686	8,013	4,663,699
	1)国庫負担金	3,752,939	3,888	3,756,827
	2)国庫補助金	886,664	4,125	890,789
(15)府支出金		1,784,232	699	1,784,931
	1)府負担金	1,281,813	699	1,282,512
(19)諸収入		168,107	1,900	170,007
	6)雑収入	155,644	1,900	157,544
歳 入	合 計	23,374,903	18,962	23,393,865

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,211,129	2,384	2,213,513
	1) 総務管理費	1,701,337	2,134	1,703,471
	4) 選挙費	91,623	250	91,873
(3) 民生費		10,949,663	16,578	10,966,241
	2) 児童福祉費	3,734,076	16,578	3,750,654
(9) 教育費		1,938,627	0	1,938,627
	4) 幼稚園費	420,260	0	420,260
歳 出 合 計		23,374,903	18,962	23,393,865

平成28年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,550,000	13,452	2,563,452			
(1)	地方交付税	2,550,000	13,452	2,563,452			
	1) 地方交付税	2,550,000	13,452	2,563,452	1. 地方交付税	13,452	
1 2	分担金及び負担金	338,718	△2,421	336,297			
(1)	負 担 金	338,718	△2,421	336,297			
	1) 民生費負担金	185,666	△2,421	183,245	4. 保育等利用者負担金	△2,421	公立保育所現年度分 私立保育所現年度分 △753 △1,668
1 3	使用料及び手数料	380,097	△2,681	377,416			
(1)	使 用 料	228,950	△2,681	226,269			
	2) 民生使用料	28,538	△1,381	27,157	3. 認定こども園等使用料	△1,381	保育料現年度分
	6) 教育使用料	39,872	△1,300	38,572	1. 幼稚園授業料	△1,300	現年度分
1 4	国庫支出金	4,655,686	8,013	4,663,699			
(1)	国庫負担金	3,752,939	3,888	3,756,827			
	1) 民生費負担金	3,751,774	3,888	3,755,662	4. 児童扶養手当負担金	2,490	
					12. 施設型給付費負担金	1,398	施設型給付費等負担金

款 14 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 民生費負担金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(2) 国庫補助金		886,664	4,125	890,789			
	2) 民生費補助金	528,493	4,125	532,618	11. 保育対策総合支援 事業費補助金	4,125	
15 府支出金		1,784,232	699	1,784,931			
(1) 府負担金		1,281,813	699	1,282,512			
	1) 民生費負担金	1,281,231	699	1,281,930	12. 施設型給付費負担 金	699	施設型給付費等負担金
19 諸 収 入		168,107	1,900	170,007			
(6) 雑 入		155,644	1,900	157,544			
	1) 雑 入	155,644	1,900	157,544	12. 雑 入	1,900	自治宝くじコミュニティ助成金
歳 入 合 計		23,374,903	18,962	23,393,865			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,211,129	2,384	2,213,513	1,900	484		
				諸収入 1,900			
(1) 総務管理費	1,701,337	2,134	1,703,471	1,900	234		
				諸収入 1,900			
9) 企 画 費	310,138	2,134	312,272	1,900	234		
				諸収入 1,900			
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	△55		1,228
				13. 委 託 料	289		10,685
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,900		7,549
[4] ふるさと寄附推 進事業	2,880	234	3,114		234	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	△55	決済手数料	208
				13. 委 託 料	289	ふるさと応援寄附PR業務委託料	2,664
[17] 自主防災組織強 化事業	179,098	1,900	180,998	1,900		危機管理課	
				諸収入 1,900			
				[自治宝くじコミュ ニティ助成金 1,900]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,900	コミュニティ補助金	1,020

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
(4)選挙費	91,623	250	91,873		250			
3)市議会議員一般選挙費	44,383	250	44,633		250			
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び交付金	250		20,022	
[1]選挙等執行业務	44,383	250	44,633		250	選挙管理委員会事務局		
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び交付金	250	選挙運動用ポスター作成負担金	20,022	
3民生費	10,949,663	16,578	10,966,241		4,910			
				分担金及び負担金				
				△2,421				
				使用料及び手数料				
				△1,381				
国庫支出金								
8,013								
府支出金								
699								
(2)児童福祉費	3,734,076	16,578	3,750,654		4,910			
				分担金及び負担金				
				△2,421				
				使用料及び手数料				
				△1,381				
国庫支出金								
8,013								
府支出金								
699								
3)母子福祉費	331,376	8,282	339,658	2,490	5,792			

				国庫支出金 2,490			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 20. 扶 助 費	810 7,472		154 329,776
[1]児童扶養手当 業	313,920	8,282	322,202	2,490	5,792	生活福祉課	
				国庫支出金 2,490 [児童扶養手当負担 金 2,490]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	810	電算システム改修委託料	154
				20. 扶 助 費	7,472	児童扶養手当費	313,302
6) 保育教育支援費	1,277,212	8,296	1,285,508	2,420	5,876		
				分担金及び負担金 △2,421			
				使用料及び手数料 △1,381			
				国庫支出金 5,523			
				府支出金 699			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,296		836,847
[1]人件費事業	208,935	0	208,935	△1,381	1,381		
				使用料及び手数料 △1,381			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 教 育 支 援 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				[認定こども園等使用料 △1,381]				
[2] 保 育 所 事 業	141,297	0	141,297	△753	753			
				分担金及び負担金 △753 [保育等利用者負担金 △753]				
[4] 民 間 保 育 所 等 支 援 事 業	859,582	8,296	867,878	4,554	3,742	保育子育て支援課		
				分担金及び負担金 △1,668 [保育等利用者負担金 △1,668]				
				国庫支出金 5,523 [施設型給付費等負担金 1,398] [保育対策総合支援事業費補助金 4,125]				
				府支出金 699 [施設型給付費等負担金 699]				
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び交付金	8,296	民間保育所等運営費負担金 民間保育所等運営費補助金	2,796 5,500	836,704
9 教 育 費	1,938,627	0	1,938,627	△1,300	1,300			

				使用料及び手数料 △1,300			
(4) 幼稚園費	420,260	0	420,260	△1,300	1,300		
				使用料及び手数料 △1,300			
1) 幼稚園費	305,452	0	305,452	△1,300	1,300		
				使用料及び手数料 △1,300			
[1] 人件費事業	288,261	0	288,261	△1,300	1,300		
				使用料及び手数料 △1,300			
				[幼稚園授業料 △1,300]			
歳出合計	23,374,903	18,962	23,393,865	5,510	13,452		
				分担金及び負担金 △2,421			
				使用料及び手数料 △2,681			
				国庫支出金 8,013			
				府支出金 699			
				諸収入 1,900			

款 9 教育費 項 4 幼稚園費 目 1 幼稚園費

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,751,270		8,751,270	37.4
(2) 地方譲与税	142,900		142,900	0.6
(3) 利子割交付金	18,100		18,100	0.1
(4) 配当割交付金	74,100		74,100	0.3
(5) 株式等譲渡所得割交付金	52,300		52,300	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,208,400		1,208,400	5.2
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,600		44,600	0.2
(8) 自動車取得税交付金	31,400		31,400	0.1
(9) 地方特例交付金	37,000		37,000	0.2
(10) 地方交付税	2,550,000	13,452	2,563,452	11.0
(11) 交通安全対策特別交付金	11,352		11,352	0.1
(12) 分担金及び負担金	338,718	△2,421	336,297	1.4
(13) 使用料及び手数料	380,097	△2,681	377,416	1.6
(14) 国庫支出金	4,655,686	8,013	4,663,699	19.9
(15) 府支出金	1,784,232	699	1,784,931	7.6
(16) 財産収入	11,071		11,071	0.1
(17) 寄 附 金	9,550		9,550	—
(18) 繰 入 金	1,365,020		1,365,020	5.8
(19) 諸 収 入	168,107	1,900	170,007	0.7
(20) 市 債	1,741,000		1,741,000	7.5
歳 入 合 計	23,374,903	18,962	23,393,865	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	275,284		275,284	1.2
(2) 総務費	2,211,129	2,384	2,213,513	9.5
(3) 民生費	10,949,663	16,578	10,966,241	46.9
(4) 衛生費	1,941,639		1,941,639	8.3
(5) 農林水産業費	151,256		151,256	0.6
(6) 商工費	65,007		65,007	0.3
(7) 土木費	1,810,772		1,810,772	7.7
(8) 消防費	870,704		870,704	3.7
(9) 教育費	1,938,627		1,938,627	8.3
(10) 公債費	2,944,554		2,944,554	12.6
(11) 諸支出金	92,633		92,633	0.4
(12) 災害復旧費	103,635		103,635	0.4
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	23,374,903	18,962	23,393,865	100.0